

平成24年度 第2回 岐阜県地方独立行政法人評価委員会（県立看護大学関係）

—— 議 事 要 旨 ——

1 日 時 平成24年8月3日（金） 13：30～14：40

2 場 所 岐阜県庁 4階 特別会議室

3 出席者

〔委員〕 清島委員長、石原委員、富田委員、林委員

〔専門委員〕（県立看護大学関係）片桐専門委員、橋本専門委員

〔法人〕（公立大学法人岐阜県立看護大学）小西理事長、佐藤理事兼事務局長

〔設立団体〕（岐阜県）日置健康福祉部次長、後藤医療整備課長、松原総括管理監
間宮課長補佐兼県立病院・看護大学法人係長 他

議事概要：県立看護大学関係

[資料1-1～3-4]

[議題1：資料1-1～1-4]

公立大学法人岐阜県立看護大学の平成23年度財務諸表について

[議題2：資料2-1～2-2]

公立大学法人岐阜県立看護大学の利益処分について

資料1-1

～

資料2-2

に従い事務局及び法人から説明

質疑応答

【片桐専門委員】

資料番号1-2 3ページについて、人件費比率平成23年度について72.8%は私立学校であれば倒産する数字である。公立大学と私立学校では算出の仕方が違うと思うが、70%以上の人件費比率だと私立学校は倒産である。この数字は少しおかしいと思うが、教育研究費比率、人件費比率、一般管理費比率を足すと100%を超える。なぜ超えるかという分母が業務費となっているからである。業務費の支出の中で何%出しているかという比率である。はたしてこれは経営分析として有効なのか。一般的に教育・研究費がどれだけか、管理経費がどれだけか、人件費がどれだけかは収入に対してどれだけのものがかかっているかという比率でないと、意味がないのではないか。三重県も大分県も同じような比率を出しているが、有効なのか。

【林委員】

比較の問題である。他がこれで比較しているのであれば同じようにやったほうがわかりやすい。

【片桐専門委員】

この数字は意味がないように思う。

【清島委員長】

林委員から意見がありましたように、他の大学との比較する場合は、同じやり方で行った方がわかりやすい。

【橋本専門委員】

資料番号2-2 ②の経営努力認定の考え方で、「法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益」とあるが、「本来行うべき業務」の効率化の基とはどのように見るのか。

【看護大学 佐藤理事】

県によって認定されるので、法人が回答するべきか迷うが、基本的には法人とは何のための法人かということ。大学を設置し大学を運営するための法人なので、大学以外の事業、例えば大学に関係ない収益事業などは除外するということだと考えている。

【橋本専門委員】

それを効率的に行うと言う場合の「効率」の基準として、普通なら1の行うものを0.9で実施し0.1がでてくるが、0.9なのか0.1なのかの決め方は予算で行くのか、他のもので方法があるのか。

【間宮係長】

資料番号2-2 ②については県の予算において、毎年1%ずつ効率化対象経費といって、法人の努力によって経費削減できるような項目については1%交付金を削減している。

それを超える努力をした場合は経営努力であろうという予算としての考え方をういているため、具体的なものがあるわけではない。

【清島委員長】

他にご意見・ご質問がなければ、看護大学の財務諸表及び利益処分について、当委員会としての（承認することが適当であるとする）意見書を知事に提出することについて、決定したいと思う。

意見書（案）のとおり、看護大学の平成23年度財務諸表及び利益処分について、承認することが適当であるという意見書を知事に提出したいと思うが、異議はないか。

（異議なしの声）

【清島委員長】

異議なしと認める。看護大学の平成23年度財務諸表及び利益処分について（案）のとおり知事に意見書を提出することに決定した。

[議題3：資料3-1～3-4]

公立大学法人岐阜県立看護大学の平成23年度業務実績に関する評価について

<評価に関する論点の整理・項目別評価原案について>

資料3-1 ～ 資料3-2 に従い事務局から説明

質疑応答

【清島委員長】

小項目ごとの検証・確認のうち、法人の自己評価を変える項目について審議する。

資料番号3-1 1について、委員、専門委員は意見・質問はあるか。評価を変えることなので重みがある。

（意見なし）

【清島委員長】

次に、小項目毎の検証・確認のうち、評価委員会としてコメントを付す項目について審議する。

資料番号3-1 2について、委員、専門委員については意見・質問はあるか。

通し番号47について、看護大学を卒業してライセンスを取れば、その資格だけで教員として採用されるのか、高等学校の教員としての別の資格も必要か。

【小西理事長】

看護助手のような教員助手として採用されて実務を積むことになる。正式には高等学校の教員免許が必要である。

【片桐専門委員】

教育委員会に臨時の免許を発行してもらおう。現場の教員として教えることができるため。臨時免許は今、教育委員会もシビアで発行してもらえない。高等学校だけでなく他の養成機関においても教員がいない。これは全国共通で、全国の高等学校の会議でいつも話題になる。岐阜県においても30年程前に県立大学を設立し、看護師の質の向上を図ろうとした

歴史の中で、この県立看護大学が設立された。看護師の質の向上については、大学だけが養成機関ではない。他にも養成機関はあるので、そこへ社会貢献する意味を持って教員の養成をしていただけるとありがたい。全国的な要望であり、岐阜県の県立看護大学だけに要望するわけではなく、全国の看護大学に要望したい。

【小西理事長】

かつては5国立大学に教育学部特別教科（看護）教員養成課程があり、看護師の免許と教員免許、養護教諭の免許が取得できる制度があった。その課程では保健師養成、助産師養成は行われていなかった。どのような経緯かわからないが、全て看護学部または看護学科に改組され、今は高等学校の看護教員を養成する看護系学部はない。片桐専門委員が養成機関が無いとしてみる理由であると思う。県立看護大学でどこまで受けられるかは、課題が重くて即答はできない。

【片桐専門委員】

教育免許は昔は教育学部しか取得できなかった。幅広い学部から教員免許を出そうということで、経済学部を卒業しても社会科教員免許が取得できるということになった。看護大学でも養成しようという気があればできないことはないと思われる。

【小西理事長】

カリキュラムが過密であり、保健師と看護師の必修科目に加えて、養護教諭一種と助産師の教育課程を行っており、3月と8月も実習を入れないとそれだけの学修ができない状況である。更に教員も追加能力が必要であり、学生も履修時間が多くなるため、慎重に考えなければならない。

【片桐専門委員】

あくまで要望としてとらえてほしい。

【清島委員長】

ここままで、法人から何か意見はあるか。

【小西理事長】

通し番号14について、学修時間の確保について充実期待とされており、「学修時間の確保について現在の取り組みで充分といえるのか。」という問いに対して説明不足だったので補足したい。授業計画書であるシラバス等に参考書や学修の方法、課題等を記載する。さらに授業評価を科目毎に行っており、その中に授業の準備・復習を行ったか、参考文献・資料を活用したか、講義を受講し自己学習・内容を深める学修を行ったか、関心を持って調べたかなど3つの項目がある。各専門科目ごとにセメスター単位で集計してみると、実施度が科目によっては90%~40%ぐらいなので、教員が学生の自主的な学修時間を更に確保した方がいいと判断した場合は、次の授業に反映している。

【片桐専門委員】

今年の8月に中央教育審議会の答申がでる予定。

【看護大学 佐藤理事】

通し番号43について、「今後は図書館利用者を看護職のみから一般に広げる検討を実施されたい。」とあるが、実態を説明すると、図書館は一般の方にも開放している。年度計画にある文献検索講習会についての一般開放を意図しているならば、この講習会は看護の専門書や文献を多くデータベース化しているので、多く利用される看護職の方が研究のために文献検索をしようとしてもうまく行かないので、集まってもらい講習会を開催している。それ以外に個人的にわからない場合は誰にでもその都度教えているので、文献検索指導についてかならずしも看護職のみを対象にしているわけではない。

通し番号92について、記載はしていないが学生生活実態調査を全学生対象に実施して

おり、その中でハラスメントに関する項目を設けアンケート調査を行っている。2年に一度実施している。ハラスメントに対する体制として、組織的にハラスメントが発生した場合どうするか、予防する場合はどうするべきかをハラスメント対応要領として作成している。

【清島委員長】

ハラスメントとはパワハラなのか。

【看護大学 佐藤理事】

ハラスメントというのは総合的にキャンパスハラスメントと言っており、パワハラ、アカハラ、セクハラ全て含めてキャンパスハラスメントと定義している。

【清島委員長】

通し番号14について、「学修」と「学習」の違いは何か。

【看護大学 小西理事長】

中央教育審議会の答申において、大学の学びは学修となると明示している。シラバスの学修計画は「修」となる。

【清島委員長】

ご意見、ご質問が尽きたようなので、委員会として小項目ごとの検証・確認の結果を、「評価結果【参考資料】(原案)」として決定したいと思う。

資料3-2の「評価結果【参考資料】(原案)」については、原案のとおり決定することとしたいと思うが、これに異議はないか。

(異議なしの声)

【清島委員長】

異議なしと認める。本案は原案のとおり決定された。

<評価結果原案について>

資料3-3 に従い事務局から説明

質疑応答

【清島委員長】

評価結果原案について、意見はないか。

【林委員】

総合的な評価結果について、「A(中期目標の達成に向けて順調に進んでいる)」だが、Bではないだろうか。ポイントをどのように総合評価とするかによる。

【清島委員長】

非常に大きな意見である。昨年も今回と同じ方法で総合評価しているのか。

【間宮係長】

Ⅲが多いとかⅣが少ないとか、数でS～Dを付しているわけではない。特に看護大学の場合難しいのは、点数付けしている部分は一部分で、教育研究については特に教育への配慮で、点数付けをしない形でコメントでもって評価している項目が多数ある。評価で現れていない部分がかかなりあるため、考慮して決定してほしい。

【富田委員】

客観性がないというか、1年間ものすごくがんばれば、昨年との比較をすると予定どおりになり、普通どおりに行えばマイナスになる。常にフルにがんばっていて昨年との比較評価になるとなかなか難しいので、全体の中で良くやっているという評価にせざるを得ない。昨年との比較だけでみてはいけない。常がんばっている人たちをそれなりに評価しないと、さぼっていて翌年がんばれば、その年だけ評価が良くなる。院内評価でもそうだが、よくやっているからこのようになるのではないか。

【橋本専門委員】

看護職全体、大学で行われている教育もおそらく他に類をみない形。1年次から実習を入れたカリキュラムも特徴的である。卒業した人の質を客観的にみても評価できる人材を排出している。県内定職率・就職率も徐々に上がってきており、看護界としては評価が高い。大学生だけでなく、県内全体の看護職の質のアップという点で、非常に忙しい時間の合間を縫って看護職に指導をしており、Aの評価が妥当である。

【富田委員】

参考に当院の看護部長にきいたが、協働してやっていただいております非常にありがたいとのことだった。看護大学の存在は地域として必要である。

【清島委員長】

評価結果（原案）に出てこない部分で、非常に評価が高いとの意見である。総合的な評価としてはAとしてよいか。

（異議なしの声）

【清島委員長】

ご意見、ご質問も尽きたので、当委員会として全体評価はAのままとし、資料3-3の「評価結果（原案）」について、原案のとおり決定したいと思うが、これに異議はないか。

（異議なしの声）

【清島委員長】

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定された。

○5分間の休憩